

第1章 総則

第1条 本制度は臨床精神神経薬理学に関する優れた学識と高度の技術および倫理観を備えた臨床精神神経薬理学専門医（以下、専門医）を養成し、良質の医療を提供することを目的とする。

第2条 日本臨床精神神経薬理学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、臨床精神神経薬理学専門医制度を設ける。

第2章 専門医制度委員会

第3条 本学会は本制度の運用のため専門医制度委員会を設置する。

第4条 専門医制度委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専門医の認定に関すること。
- (2) 研修施設の認定に関すること。
- (3) 指導医の認定に関すること。

第5条 専門医制度委員会は、本学会理事会から推薦された委員（内1名は本学会理事）、および専門医制度委員会が必要と認めた委員をもって構成する。委員の人数については別に定める。

2. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 委員に欠員が生じたときは、本学会理事会の推薦により補充する。ただし補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 専門医制度委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

第6条 専門医制度委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第3章 臨床精神神経薬理学専門医

第7条 専門医認定の審査を希望するものは、次の各号の条件をすべて満たし、かつ専門医制度委員会の実施する専門医認定試験（以下、認定試験）に合格しなければならない。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 精神保健福祉法の定める精神保健指定医の資格を有すること。もしくは、日本専門医認定機構の定める基本的領域の学会もしくは日本臨床薬理学会の専門医（認定医）であること。
- (3) 申請時において、継続して3年以上本学会の会員であること。
- (4) 専門医制度委員会が認定した研修施設において、臨床精神神経薬理学の研修を3年以上行い、研修施設に所属する指導医の指導を概ね週1日以上頻度で定期的を受けながら、医療を実践したもの。研修施設に所属する指導医の指導を定期的に受けられない医師の研修については別に定める。

(5) 臨床精神神経薬理学に関係した学術活動（論文発表、学会発表等）を行っているもの。詳細については別に定める。

第 8 条 認定試験を受けようとするものは、次の各号に定める書類に所定の受験料を添えて、所定の期日までに、専門医制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定申請書（様式 1）
- (2) 履歴書（様式 2）
- (3) 医師免許証（写し）
- (4) 精神保健指定医証（写し）もしくは日本専門医認定機構の定める基本的領域の学会もしくは日本臨床薬理学会の専門医（認定医）を証するもの（写し）
- (5) 研修記録（様式 3）
- (6) 臨床精神神経薬理学セミナー（旧専門医認定講習会）受講証（写し）
- (7) 日本臨床精神神経薬理学会学術集会の参加証（写し）
- (8) 学術活動の評価のための書類

第 9 条 認定試験は、毎年 1 回実施する。

2. 認定試験の期日、その他の認定試験の実施について必要な事項は、毎年度当初に公示する。

第 10 条 専門医制度委員会は認定試験に合格し、所定の認定手数料を納入したものを本学会に推薦し、本学会理事長が専門医に認定する。

第 11 条 専門医認定の審査結果は、本学会総会および会報などにおいて公示する。

第 12 条 本学会理事長は、専門医と認定されたものに対して専門医認定証を交付する。

第 13 条 専門医の認定期間は 5 年とし、5 年毎に認定を更新する。更新の条件および手続きは別に定める。

第 14 条 専門医制度委員会は、専門医として認定されたものが次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 本学会会員でなくなったとき。
- (2) 第 8 条各号における文書の記載事項に事実と重大な相違があるとき。
- (3) 医師の資格を喪失したとき。
- (4) 専門医として極めて不適切な行為のあったとき。

第4章 臨床精神神経薬理学研修施設

第 15 条 専門医制度委員会は、施設の長からの申請（様式 4）により、次の各号に掲げる条件を満たした施設を臨床精神神経薬理学研修施設（以下、研修施設）として認定する。

- (1) 複数の専門医が常勤する精神神経学に関する部門があり、専門医のうち、少なくとも 1 名は臨床精神神経薬理学指導医であること。
- (2) 臨床精神神経薬理学に関する臨床研修が可能であること。
- (3) 厚生労働省の定める卒後臨床研修指定病院であること。

(4) 臨床精神神経薬理学に関する教育的行事を定期的で開催していること。

第16条 研修施設の認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。更新の条件および手続きは別に定める。

第17条 専門医制度委員会は認定された研修施設を公示する。

第18条 専門医制度委員会は、研修施設が次の各号の一に該当するときは、研修施設の認定を取り消すことができる。

- (1) 指導医が引き続き6ヶ月以上不在のとき。
- (2) 研修施設として不相当と認められたとき。

第5章 臨床精神神経薬理学指導医

第19条 臨床精神神経薬理学指導医(以下、指導医)として認定を受けようとするものは、次の各号に掲げる基準をすべて満たさなければならない。

- (1) 医籍登録後10年以上のもの。
- (2) 認定申請時に3年以上専門医として精神神経科薬物治療に携わっているもの。
- (3) 臨床精神神経薬理学に関する学術活動を行っているもの。詳細については別に定める。

第20条 指導医認定の審査を希望するものは、次の各号に定める書類に所定の審査認定手数料を添えて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医認定申請書(様式5)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 専門医認定証(写し)
- (4) 細則に定める学術活動を行っていることを証明するもの
- (5) 本学会主催の治験教育セミナーの受講証(写し)

第21条 専門医制度委員会は指導医認定審査に合格したものを本学会に推薦し、本学会理事長が指導医に認定する。

第22条 指導医認定の審査結果は、本学会総会および会報などにおいて公示する。

第23条 本学会理事長は、指導医認定審査の合格者に対して指導医認定証を交付する。

第24条 指導医の認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。

2. 指導医認定更新の条件および手続きは、別に定める。

第25条 専門医制度委員会は、指導医として認定されたものが次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 本学会会員でなくなったとき。
- (2) 第20条各号における文書の記載事項に事実と重大な相違があるとき。
- (3) 医師の資格を喪失したとき。
- (4) 専門医でなくなったとき。
- (5) 指導医として極めて不適切な行為のあったとき。

第6章 規則の改正

第26条 この規則は、本学会理事会の議決を経て、改正することができる。

第7章 その他

第27条 過渡的措置その他必要なことについては、本学会理事会の了承を得て、専門医制度委員会が定める。

付則

1. この規則は、2004年1月1日から施行する。
2. この規則は、理事会の議を経て2005年10月9日に改正した。

臨床精神神経薬理学専門医制度規則施行細則

(2003年10月2日制定、2006年7月14日改正)

第1条 この細則は、臨床精神神経薬理学専門医制度規則（以下、規則）の施行について必要な事項を定める。

第2条 規則第5条に定めた専門医制度委員会（以下、委員会）の委員は、日本臨床精神神経薬理学会（以下、本学会）理事会から推薦された委員6名（うち1名は本学会理事）および委員会が必要と認めた委員若干名とする。

第3条 委員会の事務は、委員会事務局において行う。

第4条 委員会は、すべて非公開とする。

第5条 認定等に要する手数料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 臨床精神神経薬理学セミナー受講料 | 10,000円 |
| (2) 専門医認定試験受験料 | 20,000円 |
| (3) 専門医認定手数料 | 10,000円 |
| (4) 専門医更新手数料 | 10,000円 |
| (5) 指導医審査認定手数料 | 10,000円 |

2. 受理した手数料は返還しない。

第6条 規則第8条第8号により必要とする学術活動の評価のための書類は、臨床精神神経薬理学に関係した筆頭者としての論文2編以上の別刷りもしくは写しとする。ただし、日本臨床精神神経薬理学会において臨床精神神経薬理学に関係する発表（共同演者を除く）を2回行った場合には、論文1編とみなし、共著者としての論文は2編で筆頭者としての論文1編とみなすが、この規定は論文1編相当分に限る。論文とは原著、著書、総説（ミニレビューは除く）および症例報告である。

第7条 規則第7条第4号に定める研修を受けるものは、研修期間中に次の各号に掲げるすべてに該当しなければならない。

- (1) 研修期間の3年間に少なくとも1回は本学会学術集会に参加する。
- (2) 研修期間の3年間に少なくとも1回は本委員会主催臨床精神神経薬理学セミナー（旧専門医認定講習会）を受講する。

2. 研修施設に所属する指導医の指導を定期的に行うことができない医師の研修は、次の各号に掲げるすべてに該当しなければならない。

- (1) 研修期間の3年間に少なくとも2回は本学会学術集会に参加する。
- (2) 研修期間の3年間に少なくとも2回は本委員会主催臨床精神神経薬理学セミナー（旧専門医認定講習会）を受講する。

第8条 規則第13条に定める専門医の認定更新は、次の各号により5年毎に行う。

- (1) 5年間に取得すべき単位数は60単位以上とする。ただし、これには臨床精神神経薬理学セミナー（旧専門医認定講習会）受講による単位が含まれていなければならない。
- (2) 学術活動などに関する単位については、次の規定に従う。論文とは原著、著書、総説（ミ

ミニレビューは除く) および症例報告である。

本学会学術集会参加 :	10 単位	(各学術集会)
本学会学術集会での演題発表 (筆頭者に限る) :	5 単位	(各学術集会)
臨床精神神経薬理学セミナー (旧専門医認定講習会) 受講 :	10 単位	(各セミナー)
治験教育セミナー受講 :	8 単位	(各セミナー)
上記 2 つのセミナーでの講師 :	12 単位	(各セミナー)
臨床精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載 筆頭者 :	10 単位	(各論文)
臨床精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載 共著者 :	3 単位	(各論文)
治験の実施 :	2 単位	(各症例)
本学会が後援もしくは共催し、本学会理事からの申請により委員会にて承認された臨床精神神経薬理学に関する国際学会参加 :	6 単位	(各学術集会)
本学会が後援もしくは共催し、本学会理事からの申請により委員会にて承認された臨床精神神経薬理学に関する国際学会での演題発表 (筆頭者に限る) :	3 単位	(各学術集会)

(3) 専門医の認定更新をしようとするものは、更新年度の 12 月末までに認定更新申請書(様式 6) に取得した単位を証する書類および更新手数料 10,000 円を添えて委員会に提出する。

(4) 専門医であって 65 歳に達したものは、更新免除申請書(様式 7)を委員会に提出することにより、規則第 13 条の適用を受けないものとする。

第 9 条 規則第 16 条に定める研修施設の認定更新は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書(様式 8)を委員会へ提出することにより 5 年毎に行う。

- (1) 研修施設において研修したまたは研修中の医師の名簿
- (2) 勤務する指導医および専門医の名簿
- (3) 実施した研修プログラムや教育的行事の詳細。これには臨床精神神経薬理学に関する症例検討会、抄読会、セミナー、研究会、講演会、地方会を含む。

第 10 条 規則第 19 条第 3 号に定める学術活動の評価のために必要とする書類は次の別刷りもしくは写しとする。論文とは原著、著書、総説 (ミニレビューは除く) および症例報告である。

- (1) 臨床精神神経薬理学に関係した筆頭者としての論文 10 編以上。
- (2) 共著者としての論文は 2 編で筆頭者としての論文 1 編とみなす。
- (3) 日本臨床精神神経薬理学会において臨床精神神経薬理学に関係する発表 (共同演者を除く) を 2 回行った場合には、筆頭者としての論文 1 編とみなす。

第 11 条 規則 24 条に定める指導医の認定更新は、次の各号に掲げる事項を記載した申請

書(様式 9)を提出することにより 5 年毎に行う。

- (1) 5 年間の指導医認定期間中に指導したまたは指導中の研修者の名簿
- (2) 研修指導内容
- (3) 臨床精神神経薬理学に関係した学術活動

第 12 条

臨床精神神経薬理学セミナーは 1 年に 1 回以上実施する。

第 13 条

この細則は、委員会の議を経て、改正することができる。

付則

1. この細則は、2004 年 1 月 1 日から施行する。
2. 2004 年 5 月 15 日に委員会の議を経て、一部改正した。
3. 2005 年 10 月 10 日に委員会の議を経て、一部改正した。
4. 2006 年 7 月 14 日に委員会の議を経て、一部改正した。